

# 営業時間短縮の協力要請（令和3年2月7日までの要請分）に関する よくあるご質問

令和3年1月9日

更新 令和3年1月11日

更新 令和3年1月15日

## 【 時短要請について 】

### Q 1. 時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項によるものです。

### Q 2. 時短要請に応じない場合は、店名が公表されるのか？

A. 岐阜県が、「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されたことを受け、営業時間の短縮等を要請する1月16日から2月7日については、正当な理由がないにもかかわらず、要請に応じない店舗に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく時短営業の要請、同条第3項に基づく指示を行い、同条第4項に基づくこれらの要請及び指示の公表を行う場合があります。

### Q 3. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 1月12日から1月15日までは、食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業する店舗のうち、酒類の提供を行う店舗が対象です。

また、1月16日から2月7日までは、上記に加え、酒類提供の有無にかかわらず、食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業する飲食店及び、同法「飲食店営業許可」を受けている遊興施設が対象です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業、ネットカフェ、マンガ喫茶等については対象外となります。

**Q 4. 時短要請の対象となっている「遊興施設」とはどのような施設か？**

A. 「遊興施設」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウスなどであり、さらに食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けて営業する店舗が時短要請の対象です。

**Q 5. 1月16日から、酒類の提供を行わない店舗も時短要請の対象となった理由は？**

A. 県内における最大の感染要因は飲食を介しての感染です。国の分科会からも酒類の提供の有無によらず、飲食の場での感染リスクが高いことが指摘されているところです。また、岐阜県が「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されたことを受け、国の基本的対処方針に基づき、1月16日から酒類の提供の有無にかかわらず、時短要請の対象を広げることとしました。

**Q 6. ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるか？**

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

**Q 7. 酒類の提供を行わない飲食店が時短営業を行わなければならない正確な時間は？**

A. 以下の全期間、時間帯において営業を自粛願います。

**【令和3年1月16日】**

午後8時(20:00)～午後12時(24:00)

**【令和3年1月17日～2月7日】**

午前0時(0:00)～午前5時(5:00)及び、

午後8時(20:00)～午後12時(24:00)

**Q 8. 酒類の提供を行う飲食店が、酒類提供を止める時間と時短営業を行わなければならない正確な時間は？**

A. 時短要請の全期間で、以下の時間帯においては、酒類提供の中止及び、営業を自粛願います。

**【 酒類提供を中止する時間 】**

午前0時 (0:00) ～ 午前11時 (11:00) 及び、  
午後7時 (19:00) ～ 午後12時 (24:00)

**【 営業を自粛する時間 】**

午前0時 (0:00) ～ 午前5時 (5:00) 及び、  
午後8時 (20:00) ～ 午後12時 (24:00)

**Q 9. 午後8時までに営業を終了しなければいけないのか？それとも、酒類提供だけを止めればよいのか？**

A. どちらか一方ではなく、午後8時までの営業時間短縮と、午後7時までの酒類提供時間短縮の両方をお願いします。

**Q 10. 午後7時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？**

A. 酒類のオーダーストップを午後7時までにしていただくようお願いします。なお、午後7時までにオーダーした酒類を、営業時間終了の午後8時まで飲酒することについては、問題ありません。

**Q 11. 飲食店が通常営業を午後8時で終了し、その後はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいのか？**

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、午後8時以降も営業していただいて構いません。

Q 1 2. 旅館・ホテル等の宿泊施設も、午後 8 時までには飲食の提供をやめなければいけないのか？

A. 宿泊者に対しては、午後 8 時以降も飲食の提供を行っても構いません。

ただし、日帰り客等の宿泊者以外に対する営業は、午後 8 時まで（酒類の提供は午後 7 時まで）に終了していただくようお願いいたします。

Q 1 3. 時短要請期間の終了日後の令和 3 年 2 月 8 日は、午前 0 時 (0:00) から営業してもよいか？

A. 要請期間外であるため、構いません。

## 【協力金について】

### Q 1 4. 協力金を支給する趣旨は？

- A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様  
の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

### Q 1 5. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象ですか？

- A. 時短要請期間の開始日の前日以前から、必要な許認可等を取得の上、岐阜県内で対象  
となる店舗を運営している事業者です。  
なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常  
在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

### Q 1 6. 「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）」（令和2年12月 18日～令和3年1月11日分）と、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力 金（第3弾）」（令和3年1月12日～2月7日分）は別に行う必要があるか？

- A. 「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）」の申請とは別に、  
「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）」を申請いただく必要があ  
ります。  
申請書や申請日等の申請方法の詳細については後日公表いたしますので、今しばらく  
お待ちください。  
なお、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）」の申請について  
は、定められた期限（令和3年1月26日（消印有効））までに、申請いただく必要があ  
りますので、ご注意ください。

**Q 1 7. 感染防止対策マニュアルを提出していない「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、「ライブハウス」は、時短要請に応じても協力金を支給してもらえないのか？**

A. 岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第1波における休業要請が解除された後も、クラスターが発生するなど、感染リスクの高い、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウス等について休業協力要請を継続しています。

これらの業種の店舗については、感染防止対策マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の提出をもって店舗ごとに休業協力要請を解除しているところです。

そのため、現時点でマニュアルを提出していない店舗は、協力金の申請書類と併せてマニュアルも提出していただくことが協力金支給の条件となります。

**Q 1 8. 1月12日から、時短要請をしている店舗は、1月12日から1月15日までの期間と、1月16日から2月7日までの期間について、それぞれ別の申請書を提出しなければならないか？**

A. 1つの申請書により申請が可能になるよう制度設計を進めております。

申請書や申請日等の申請方法の詳細については後日公表いたしますので、今しばらくお待ちください。

**Q 1 9. 1月15日まで時短要請に応じていなかった酒類の提供を行う飲食店が、1月16日から時短要請に応じた場合、1月16日～2月7日の要請分の協力金は、支給されるか？**

A. 原則として、全ての期間で要請に完全にお願いいただいた場合にのみ、協力金を支給することとしていますが、要請対象を酒類の提供を行わない飲食店等にも拡大した1月16日から2月7日までの全期間で時短要請に応じていただいた場合は、協力金を支給します。

したがって、1月17日以降に、時短営業を開始した店舗については、協力金は支給されません。

**Q 2 0. 指定管理者や第 3 セクターは協力金の支給対象か？**

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

**Q 2 1. 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？**

A. 県内にあれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

**Q 2 2. 県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえませんか？**

A. 県内の全ての店舗を時短等することを協力金の支給要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか判断します。

**Q 2 3. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？**

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

**Q 2 4. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？**

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

**Q 2 5 . 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？**

A. そのとおりです。

時短要請期間の途中から時短営業を行った場合や、途中で時短営業を止めた場合など、期間中の一部のみで時短営業を行った場合は、協力金は支給されません。

**Q 2 6 . 時短要請期間の途中に開業した場合でも協力金支給の対象となるか？**

A. 対象となりません。

時短要請期間の開始日の前日までに開業していることを要件としています。

**Q 2 7 . 酒類を提供していない店舗が1月12日から時短営業している場合、協力金は支給されるか？**

A. 1月12日～1月15日の期間については、酒類の提供を行っている店舗のみが、時短要請の対象です。酒類を提供していない飲食店については、1月16日から2月7日までが時短要請の期間ですので、それ以前の時短営業分については、協力金は支給されません。

**Q 2 8 . もともと午後8時までに閉店していた店舗が、酒類の提供を午後7時までに繰り上げた場合や、営業時間を短縮した場合、協力金は支給されるか？**

A. もともと午後8時までに閉店していた店舗は、協力金の支給対象ではありません。

なお、そのような店舗であっても、酒類の提供は、午前11時から午後7時までとさせていただきます。